

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

<主な施策の取組状況>

ア 関係施策の積極的な推進

配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成 20 年 1 月 11 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進した。

イ 相談体制の充実

○ 相談体制の充実

- ・ 被害者からの相談等に適切に対応するため、警察庁において、各都道府県警察の配偶者暴力対策等の担当職員を対象とした「ストーカー・配偶者暴力対策専科」を実施している。
- ・ 平成 21 年 5 月に「配偶者暴力対策マニュアル」を作成し、各都道府県警察に配布するなどして警察職員の専門的能力の向上を図った。

○ 暴力行為からの安全の確保

- ・ 配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の適切な運用の実現のため、申立人及びその親族等に対する防犯指導、命令を受けた者に対する指導警告等を積極的に実施した。
- ・ 被害者を支援している親族や支援者等に対しても、ストーカー行為等の規制等に関する法律等を適切に運用するなどして、その安全の確保に努めた。

<評価>

上記取組により、男女共同参画基本計画の要請を満たしていると評価できる。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き、関係機関と相互に緊密に連携しつつ、被害者等の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、加害者に対する指導警告等個別の事案に応じて警察が取り得る各種措置を講ずることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進する。

また、警察や関係機関等が被害者やその親族等から相談を受けていたにもかかわらず、結果として重大な事件に発展した事案が依然として発生していることから、被害者等に危害が及ぶおそれのある事案に対しては、被害者等の意思を踏まえつつ、危害が及ぶ切迫性を十分考慮し、加害者に対する指導警告を行うなど積極的な措置を講ずる。

3 参考データ、関連政策評価等

平成 19 年 3 月から平成 21 年 5 月までの間、総務省により「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」が実施された（国家公安委員会・警察庁に対する改善勧告はなかった（平成 21 年 5 月 26 日総務大臣より通知））。

<参考データ>

別添資料参照

配偶者からの暴力事案の対応状況について

1 配偶者からの暴力事案の認知状況

認知件数には、配偶者からの暴力（「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」）相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
件数	3,608	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210

注1) 平成13年は法施行日（10月13日）から計上している。

注2) 平成16年12月2日から、婚姻関係等が解消したのものも計上している。

注3) 平成20年1月11日から、「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

2 配偶者からの暴力事案に対して執った措置（複数計上）

	平成18年	平成19年	平成20年
他法令による検挙	1,252	1,581	1,650
ストーカー規制法に基づく警告	27	16	13
警察本部長等の援助	4,260	5,208	7,225
保護命令制度の説明	11,868	12,731	16,224
加害者への指導警告	3,353	4,085	5,341
パトロール	1,367	1,368	2,481
防犯指導・防犯機器貸出	11,943	14,315	17,967
関係機関への連絡	3,138	3,407	4,434
その他	3,332	3,595	5,053

注1) 「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間シェルター等を計上している。

注2) 「その他」は、弁護士会の教示、警察による被害者の保護等を計上している。

○ 配偶者暴力防止法に基づく警察本部長等の援助の内容

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
被害を自ら防止するための措置の教示	74	641	533	746	1,337
住居を知られないようにするための措置	153	2,570	3,376	3,954	5,096
①住民基本台帳閲覧制限措置等の支援	122	1,994	2,510	2,898	3,339
②捜索願への対応	27	433	674	825	1,362
①②両方	4	143	192	231	395
被害防止交渉に関する事項の助言	19	117	104	138	218
加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡	5	57	47	61	81
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	1	56	73	99	98
その他適当と認める援助	2	78	154	210	395

○ 他法令による検挙の内訳

	平成18年	平成19年	平成20年
総数	1,525	1,581	1,650
殺人（未遂を含む。）	62	77	77
傷害致死	6	3	7
傷害	908	856	871
暴行	351	459	504
脅迫	21	17	22
住居侵入	27	38	24
逮捕監禁	9	10	12
強姦	4	0	6
強制わいせつ	2	2	1
名誉毀損	1	2	1
器物損壊	45	36	35
暴処法違反	24	28	23
銃刀法違反	17	16	16
ストーカー規制法違反	2	5	1
その他	46	32	50

注1) 発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者からの暴力事案であることが判明したものを含む。

注2) 未遂のある罪は、未遂を含む。

注3) 「その他」には、公務執行妨害、放火、道路交通法違反等が含まれる。

3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る対応状況

	平成18年	平成19年	平成20年
医療機関からの通報（法第6条第2項）	53	56	81
裁判所からの書面提出要求（法第14条第2項）	2,172	2,162	2,618
裁判所からの更なる説明要求（法第14条第3項）	12	9	24
裁判所からの保護命令通知（法第15条第3項）	2,247	2,239	2,534
被害者への接近禁止命令のみ	1,722	1,680	506
子への接近禁止命令	986	969	232
親族等への接近禁止命令			31
子・親族等への接近禁止命令			34
退去命令のみ	8	7	5
被害者への接近禁止命令・退去命令	517	552	128
子への接近禁止命令	350	357	55
親族等への接近禁止命令			4
子・親族等への接近禁止命令			9
被害者への接近禁止命令・電話等禁止命令			1,412
子への接近禁止命令			574
親族等への接近禁止命令			157
子・親族等への接近禁止命令			296
被害者への接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令			483
子への接近禁止命令			257
親族等への接近禁止命令			34
子・親族等への接近禁止命令			93
配偶者暴力相談支援センターへの通知（法第15条第4項）			935
保護命令違反検挙（法第29条）	53	85	76

注1) 「併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知」、「親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」は、平成20年1月11日から。

注2) 「親族等への接近禁止命令」で、命令の対象とされる親族等としては、被害者の両親、兄弟、同居していない成人の子が多い。